

東広島市教育委員会定例会（令和3年5月）議事録

- 1 日 時 令和3年5月27日（木）午後3時0分～午後3時48分
- 2 出席者
 - (1)教育長 津森教育長
 - (2)委員 渡部教育長職務代理者、坂越委員、京極委員、島本委員、西村委員
 - (3)事務局 【学校教育部】
國廣学校教育部長、武上学校教育部次長兼教育総務課長、榊原教育参与、田中教育調整監、吉岡学事課長、木村指導課長、沖教育総務課情報教育推進室長、石田教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長
【生涯学習部】
岡田生涯学習部長、細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長、石井文化課長、戸光青少年育成課長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長
 - (4)書記 奥田主査
- 3 場 所 北館201会議室
- 4 議 題
 - (1)報告事項
報告第32号 令和2年度東広島市繰越明許費繰越計算書（教育委員会関係分）について
報告第33号 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について
報告第34号 令和2年度東広島市成人を祝う会の結果報告について
報告第35号 情報教育推進室の取組について
報告第36号 「学校の新しい生活様式」を取り入れた教育活動等について
報告第37号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う教育委員会の対応について
 - (2)議案事項
議案第19号 令和3年第2回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について
【非公開】
議案第20号 令和4年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針について
議案第21号 東広島市社会教育委員会議規則の一部改正について
 - (3)その他
次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後3時0分

- 津森教育長：それでは、定足数に達していますので、令和3年5月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、渡部教育長職務代理者と坂越委員でございます。よろしく申し上げます。

本日の会議の進行でございますが、議案第19号は地方教育行政の組織及び運営に

関する法律第29条の規定に基づいて議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合の意見の申出に関する事として、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第3号に当たるため、議案第19号については非公開にして審議したいと思いをします。

また、本日は緊急事態宣言中の開催となりますので、新型コロナウイルス感染症の予防および感染拡大防止の観点から、項目第32号から第34号までは事務局からの説明は割愛をさせていただき、また報告が全て終わりましたら、先にその他の次回の日程調整を行いまして、次の議案がない職員はここで退席し、関係職員のみで議案を行う、そういう方法で会議を進めたいと思いをします。委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、議案第19号は非公開として審議することで決定いたします。

また、報告第32号から報告第34号は質疑応答のみ、議案審議は関係する職員のみ出席とさせていただきます。

本日の傍聴希望はありますか。

- 武上学校教育部次長兼教育総務課長：希望者がいらっしやいまして、中国新聞の教蓮さんです。
- 津森教育長：それでは、教育委員会傍聴人規則の注意事項を遵守していただくことを条件に傍聴を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

報告第32号 令和2年度東広島市繰越明許費繰越計算書（教育委員会関係分）について

報告第33号 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

報告第34号 令和2年度東広島市成人を祝う会の結果報告について

- 津森教育長：再開します。

それでは、報告事項からですが、報告第32号から第34号の説明を省略すると申し上げましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

- 島本委員：成人を祝う会について、参加した成人たちが本当に立派で、気持ちのよい式でした。いろいろな準備と、それから感染拡大防止ということで大変だったと思います。お疲れさまでした。市長様から異例のお願いもあったのですが、他市では式後に飲み会をして感染拡大したというニュースがありました。本市の状況を教えていただければと思います。
- 戸光青少年育成課長：成人を祝う会の後でございますが、結論からいいますと、クラスターが発生し、それがその後の会合によるものであるかについては情報としては入っておりません。

あと、成人式当日の状況につきましても、報告にございますようにいろいろと対策を打ってやっております。もしそこで感染が発生した場合は保健所から何らかの問合せ、例えば「当日はどういう感染対策をしていたのか」といったような内容

の問合せが入るものと思われませんが、そういった問合せ等もありませんでしたので、成人式に関してのクラスターや感染の拡大はなかったものと判断しております。

- 津森教育長：そのほかはありますか。よろしいですか。

報告第35号 情報教育推進室の取組について

- 津森教育長：それでは、次に行きまして、報告第35号情報教育推進室の取組について説明をしてください。
- 沖教育総務課情報教育推進室長：情報教育推進室の取組についてご説明をさせていただきます。

資料4ページ、A3ものがあると思いますが、こちらをご覧ください。

この資料の上半分にGIGAスクール推進の目標と学校及び教育委員会の年間スケジュールを記載しております。

今年度は初年度ということもありまして、「慣れる」ということをキーワードとして、児童・生徒がタブレットを使う経験を積み重ねることを通してタブレットのよさを感じ、文具やコミュニケーションツールとして活用できるようになることを目標として取組を進めてまいります。

具体的な取組につきましては、この資料の下半分、左側に記載しております。具体的な取組の左側にあるんですけども、今年度、情報教育推進室では、ICTを活用した授業力の向上、児童・生徒のICT活用能力の向上、GIGAスクール構想を支える環境整備及び、ここには記載していないんですけども、各学校におけるGIGAスクール構想の推進体制づくり、この4つを方針として掲げ、各種取組を進めてまいります。

ICTを活用した授業力の向上では、市内各学校の先進的な実践を共有し、必要に応じて所属校に取り入れ、ICT活用の幅を広げることを目的としたICT実践交流会、ICT活用を進める上で学校が感じている課題を把握し、それに対応する研修を行うことで課題解決を図ることを目的とした要請&出前講座を実施いたします。また、そこにありますデジタルコンテンツの作成としてですが、今広島大学と連携をいたしまして、小学校3・4年生社会科を対象として、大学と学校、学習対象となる東広島市の地域や施設をリモートでつなぎまして遠隔授業を行うオリジナル単元を作成、これを実施する予定でございます。

児童・生徒のICT活用能力の向上では、東広島青年会議所と連携をいたしまして、児童・生徒が授業でプレゼンテーションソフトを使って作成した作品でありますとか、夏季休業中にプログラミングソフトを使って作成した作品を募集、審査し、表彰するICT作品コンペを実施いたします。

GIGAスクール構想を支える環境整備では、主として特別支援学級及び日本語指導用のiPadの配備及び調べ学習に対応する電子百科事典、英語デジタル教材を今年度は導入する予定でございます。また、現在本市で課題となっております通

信環境の改善を図るために、8月中旬から順次アクセスポイントの増設または上位機種への付け替え及びネットワーク回線の増強工事を進めてまいります。

G I G Aスクール構想の推進体制づくりでは、本年度各学校にG I G Aスクール構想を中心となって進めるG I G Aスクール推進教員を校務分掌に位置づけていただいております。この教員を対象としたG I G Aスクール推進協議会において市として共通認識をして進める内容等について研修を実施し、それを確実に校内に広めていただくようお願いしております。

続きまして、資料5ページ、裏側をご覧ください。

タブレットの持ち帰りについてでございます。

教育委員会といたしましては、授業の中で効率的、効果的にタブレットを使うためには、児童・生徒に必要な技能を身につけさせるため、総合的な学習の時間や教科、時間等を活用して指導する必要があると捉えておりますが、ただし授業時間には限りがございますので、習熟を図るためには家に持ち帰らせて使わせることも必要になると考えております。よって、平常時と一斉臨時休業等の非常時における持ち帰りの扱いを整理しまして、学校へ周知をしたところでございます。なお、就学援助家庭には、希望する場合、モバイルルーターの貸出しを行っております。長期休業中及び非常時の持ち帰りにつきましては、就学援助家庭でなくても、ネット環境が整っていない家庭にはモバイルルーターを貸し出すことで、どの家庭でもオンラインで学校とやり取りができるようにする予定でございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○ 津森教育長：ありがとうございます。

ただいまの報告についてご意見、ご質問があればお伺いいたします。

○ 坂越委員：スキル面で向上を図るとか、先生方の授業力の向上などを、ぜひ進めていただきたいと思うんですけど、子供たちの情報倫理の教育、SNSだったり、モラルだったり、そのあたりはどこに位置づきますか。

○ 沖教育総務課情報教育推進室長：児童・生徒のICT活用能力向上のところに入ると思うんですけども、警察などの専門機関等とも連携をいたしまして、情報モラル教育の徹底ということは各学校にも周知をしておりますし、年間指導計画の中で位置づけて実施していただくようにはしているところです。

○ 坂越委員：情報モラル教育の指導案とか県教委のほうでも幾つかサンプルを出していたと思うのですが、先生方がどう指導するかというあたりのサポートをお願いしたいと思います。

○ 沖教育総務課情報教育推進室長：分かりました。ありがとうございます。

○ 津森教育長：今、坂越委員からありましたけど、全体の受け止めが活用を進めることと、持ち帰ってどんどんやりなさいと言っている中で、情報倫理の問題を計画的に指導していますかというチェックのことです。そのあたりは定期的に校長会等を通じて、あるいは実践交流会の中で、毎月しっかり計画的にするようお願いをしたいということを望みます。

ほかにはございませんか。

- 島本委員：G I G Aスクール推進教員というのが配置されるようですが、これは定数内ですか。
- 沖教育総務課情報教育推進室長：定数内の中で位置づけているところです。
- 島本委員：得意、不得意の部分もあると思いますが、状況はいかがですか。
- 沖教育総務課情報教育推進室長：そこはこちらとしても、研修等を通じてしっかり力を高めていただければなと思いますので、そのあたりは伸ばしていきたいところです。
- 島本委員：日本語指導が必要な子たちについては、どのような配慮や工夫がされるのですか。
- 沖教育総務課情報教育推進室長：アプリの中に語句、言語を変換するものが入っておりますので、それを通じて外国籍の子供と会話をしたり、指導をしたりということに使う想定で用意しています。
- 島本委員：分かりました。ありがとうございました。
- 京極委員：表の中にも書いてあるんですが、「学びの中で多様に使う」ということで、多分エクセルだとか、あの辺りは多分ちゃんと使えると思うんですけども、例えば数学じゃなくて理科だとか、そのほかの関連の科目との連携の中で使うようにやっていかないと、多分なかなか理解はできないし、使い方もそうですし、中身を理解するためのツールなので、そこら辺りの連携というのはいかがでしょう。
- 沖教育総務課情報教育推進室長：教科での指導になりますと、今、指導者用のデジタル教科書が出ておりますので、それを使って視覚的に提示をして子供たちと考えていくこともありますし、学習内容と関連づけて実験結果を整理するためにエクセルを使って表にまとめて、それをグラフにするとか、そういった感じで指導内容と適切に結びつけて使えるような場面を先生方に考えていただいて、いろんな使い方に慣れていくということを考えております。
- 京極委員：できるだけ徹底していただかないと、使える先生は使うけど、使わない先生は使わないということになっちゃうので、そのあたりは十分指導していただいたほうがいいのかと思います。よろしくお願いします。
- 津森教育長：ほかにはいいですか。
これは事務局へのお願いですけれども、教育委員の方々にも年に1回は現場を見ていただく機会が、まだ計画していませんが、多分秋にしたいと思います。そのときには、ぜひともその様子を見せていただきたいという思いがありますので、計画をお願いします。
- 沖教育総務課情報教育推進室長：分かりました。
- 渡部教育長職務代理者：今、教育長がおっしゃったことに関連するんですが、同じ学校の職員の中でもこういうスキルが長けている人と、あまりそういうところになじみがなくて急にいろんなことを勉強しなければいけない人と、そういう現場の問題があるんじゃないかと思います。その辺に対して指導力を発揮する、機械を使いこ

なすというだけじゃなくて、その機械を使ってどのように指導内容だとか、指導方法のレベルアップに使うか、そういったことの支援が大事なのではないかと思うんですけれども、そういうことの保障というのはこの表の中でどこに当たりますか。教育委員会として研修の部分を考えていらっしゃるようなんですけれども、実際のところ、現場の先生方もそういうスキルとかレベルがアップするかどうか、あるいはどれだけアップしたかというのをチェックする、そしてまたそれを評価していく、そういうのをどういうふうにお考えですか。

- 沖教育総務課情報教育推進室長：昨年度、教育委員会の作成した指導者としてこのレベルの指導についてはできるようになっていただきたいという指標のようなものをつくっています。それは今年度の最初に示しておりまして、それがどれぐらいできるようになったかというところで評価はできるかなと思っておりまして。あわせて、示している評価項目について、指導に自信がないという方ももちろんいらっしゃるんで、そういった方の要望を今市の推進室のほうで吸い上げています。こういうことを研修してもらいたいという項目を順次整理をしまして、月に1回、それをリモート会議にはなるんですけれども、こういったふうに使いますということをお示しして、そこで研修するなどということは計画しているところです。
- 渡部教育長職務代理者：ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
- 島本委員：学校の先生方は何が一番課題だと言われているんですか。
- 沖教育総務課情報教育推進室長：今吸い上げている途中なんですけれども、1人1台使うということがなかなかイメージできないところもあります。あと、グーグルの中にワークスペースがありまして、そこには子供たちに実際にアンケートをして、授業の中で回答して、それをすぐ集約して表にして見せるとか、そういったこともできるんですけれども、そういった扱いはまだまだ慣れていらっしゃらないので、そういったところへの指導をしてほしいという希望は上がってきております。
- 島本委員：回数をこなせばできるというところもありますね。
- 沖教育総務課情報教育推進室長：そうですね。今日、豊栄中学校に行ってきたんですけれども、実際に体育の授業の中でアンケートを子供たちに配付して、それについてコメントを書いて返ってきてということもされて、もう既にされているところもあるので、回数を重ねて練習をしていけば身につけることができるかなと思っております。
- 津森教育長：ほかにはよろしいでしょうか。それでは次に参ります。

報告第36号 「学校の新しい生活様式」を取り入れた教育活動等について

- 津森教育長：それでは、報告第36号「学校の新しい生活様式」を取り入れた教育活動等について説明をお願いします。
- 吉岡学事課長：それでは、報告第36号「学校の新しい生活様式」を取り入れた教育活動について、変更点に絞って説明をさせていただきます。

7ページの朱書きの部分をご覧ください。

緊急事態宣言により、教室内では、感染レベル3の地域ではできる限り2メートル程度を目安としては座席配置を行う、これは大規模校等では実際には不可能な状況でありますので、できる限り、最低でも1メートルは目安としてというふうに変更をしております。

- 木村指導課長：続いて指導課です。

9ページをご覧ください。

6の学習指導についてです。レベル3の地域においては、各教科における感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動、星印は、この中の特に密の高いものですが、これは行わないということで説明をしております。

続いて、12ページをご覧ください。

学校が主催する行事についてですが、各行事については、ここに示している方針のとおり、延期であるとか学校内で実施または中止というように、現段階での学校行事等の方針等を示しているところです。

説明は以上です。

- 津森教育長：赤字のところは実際活動できないのが多かったですね。できないということで延期されまして、これが緊急事態宣言下ということで、この中身も延長することになっていくと思いますが、何かご質問がありましたらお願いします。
- 坂越委員：個人的な質問になりますけど、大学生の教育実習、県知事の通達で実習は自粛しなさいという話になっていますが、県外から来る学生は実習やります。受入れは各学校で判断されているんですかね。
- 木村指導課長：12ページのところに示してはいるんですけども、まず学校に受入れの希望があって、それを受けて教育委員会にも大学からの要請があるんですけども、その中で市は、他県在住の学生については開始日の2週間前までにこちらに戻ってきて体調管理を行うように指示してくださいと示しています。それを踏まえた上で実施ができるように考えています。ただ、この対応ができない場合とか、学生等の感染が判明した場合には、実習の延期について配慮することとし、基本的に実施するという方向で市教委としては学校とも連携して行うようにしているところです。
- 坂越委員：ありがとうございます。
- 津森教育長：全国いろんなところから来るので、ケース・バイ・ケースでしっかり安全確保していくということでやろうという話ですが、現実には今そういう、間もなくするというケースがあるんですか。
- 木村指導課長：間もなくするケースもあります。
- 津森教育長：6月は多いですから。
ほかにはよろしいですかね。
次へ参ります。

○ 津森教育長：報告第37号新型コロナウイルス感染拡大に伴う教育委員会の対応について、説明をお願いします。

○ 武上学校教育部長兼教育総務課長：資料の13ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う教育委員会の対応についてということですが、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大につきましては、5月14日に広島県に同月16日から31日までを措置期間として緊急事態宣言が発令されておりまして、広島県の対策等を踏まえて市の対策方針を掲げております。

まず、1の北海道北広島市及び中国徳陽市との教育交流についてでございますが、先方との協議の結果、今年度予定しておりました事業は中止し、来年度以降に順延することとしております。なお、北広島市につきましては、コロナ禍での教育交流の在り方について現在協議をしているところでございます。

次に、2の市主催等のイベント等の取扱いについてでございますが、(1)の対応方針を踏まえて、(2)の中止したイベント等でございますが、夏季休業期間の小学校のプール開放、東京2020オリンピック聖火リレー、第33回東広島市民スポーツ大会総合開会式・陸上の部につきましては、中止することとしております。

次に、市公共施設の取扱いについてでございますが、利用の中止、休館、休所を原則とし、具体的には個別の施設の状況に応じて取り扱うこととしております。

まず、初めの図書館につきましては、窓口での予約図書等の貸出し、返却、予約、利用の登録を除き、館内の利用を停止するとともに、貸出しにつきましては、冊数の上限を5冊から10冊に変更しております。

そのほか、その下のスポーツ関連施設、めぐりまして、下のほうにあります学校・保育施設、次の15ページにありますその他の施設の取扱いにつきましては、表に記載のとおりでございますが、5月18日から6月1日までの取扱いのほうを記載しております。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う教育委員会の対応についての説明は以上でございます。

○ 津森教育長：ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

○ 渡部教育長職務代理者：スポーツ関連施設、体育館とかテニスコートとかありますが、人数制限がそれぞれ括弧の中では5,000人かつ50%と書いてあるんですが、これはこのとおり理解すると、5,000人のうちの50%ということで、2,500人はオーケーということですか。

○ 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：最大5,000人というのは、たとえばサッカーのサンフレッチェの試合は大規模な大会で、上限が5,000人です。スポーツ振興課が管理をしている施設につきまして、5,000人規模での上限があるイベントは実際的にはございません。

○ 津森教育長：基本的にその施設の収容人員の50%以内ということですね。実際には、1万、2万人も入るところはうちにはないですね。

- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：はい。そのような規模の行事が本市で行われることはないと思います。
- 津森教育長：ほかにはよろしいですか。
これは、市民の方からいろいろご意見が出ていますか。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：スポーツ施設については特にはございません。
- 津森教育長：そうですか。それでは、次に行きます。

その他 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長：その他に先に行かせてください。
次回教育委員会定例会の日程について説明してください。
- 武上学校教育部次長兼教育総務課長：6月につきましては、議会関係で22日の火曜日10時から開催させていただければと考えております。
- 津森教育長：6月22日火曜日の10時からですが、皆さんよろしいですか。ありがとうございます。
7月はいかがでしょう。7月でございますが、教科用図書採択の予定がありまして、第5木曜日の29日を考えていますが、いかがでしょうか。よろしいですか。7月は29日14時とさせていただきますので、よろしく願いいたします。
それでは、議案に移る前に総務課、生涯学習課、指導課以外の職員は退席をお願いいたします。
暫時休憩いたします。
(休憩)

議案第19号 令和3年第2回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について 【非公開】

議案第20号 令和4年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針について

- 津森教育長：では次に、議案第20号令和4年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 木村指導課長：議案第20号令和4年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針についてご説明いたします。
資料の7ページ、1の提案理由をご覧ください。
本年度は、新たに発行されることになった中学校社会科歴史的分野の教科書についての採択を行うことになりました。そこで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6項にのっとり、採択権者としての権限と責任において本市の生徒にとって最も適切な教科用図書の採択を行うため、令和4年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針を定めるものでございます。
資料の9ページをご覧ください。
1では、採択の基本として本市の教科書採択に当たっての方針等を示しております

す。義務教育学校の教科用図書の無償措置に関する法律、教科書無償措置法に基づき、広島県教育委員会の指導助言の下、東広島市の児童・生徒にとって最も適切な教科用図書を採択することとしています。

2では、適正かつ公正な採択の確保として、採択権者の権限と責任において公正かつ適切な採択を行うことを示しております。

3では、開かれた採択の推進として、教科書無償措置法及び施行令に示されています教科用図書の採択に係る項目について示しております。採択が完了する8月31日以降に準備が整い次第、これらの内容を広報してまいります。

4では、採択の手続等について示しております。(3)では、特別支援学級で使用します学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、いわゆる一般図書についての採択の手続を示しております。(4)では、採択の時期について、教科書無償措置法の施行令第14条により、8月31日までに行うことを示しております。

今後につきましては、中学校の教科書と特別支援学級の一般図書の採択がございますので、中学校の教科書は7月、特別支援学級の一般図書は8月の教育委員会会議において採択が行えるよう、採択事務を計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、広く市民の皆様にも教科用図書をご覧いただき、ご意見等をいただく機会を設ける教科書の閲覧展示を行う予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

- 津森教育長：ありがとうございました。ただいまの議案第20号令和4年度、来年度に市立学校で使用する教科用図書採択方針について説明がございました。ご意見、ご質問がありますでしょうか。

特にないようでございますので、なければ原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第21号 東広島市社会教育委員会議規則の一部改正について

- 津森教育長：議案第21号東広島市社会教育委員会議規則の一部改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：議案第21号東広島市社会教育委員会議規則の一部改正についてご説明を申し上げます。

資料11ページでございます。

提案理由でございますが、社会教育委員会議の円滑な会議運営を図ることを目的に、当該会議の副議長及び議長の任期につきまして現行の1年から当該各委員の任期、2年でございますけれども、その任期ということとしようとするものでございます。3、施行日につきましては、公布の日を予定しております。

東広島市社会教育委員会議規則の一部改正についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

- 津森教育長：このことについてですが、ご意見がございますでしょうか。
委員の任期は2年なのに、議長と副議長は1年という任期だった、そういうことですね。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：はい。
- 津森教育長：それを合わせて2年ということですね。
ご意見ありませんか。
なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。
それでは、提案のとおり決定いたします。
以上で本日の委員会は全て終了いたしました。その他で事務局あるいは委員の皆様から何かございますでしょうか。
- 武上学校教育部次長兼教育総務課長：今、教育委員会規則は、こういうふうに出場集まって議論をしないといけないことになっておりますので、オンライン会議というのはいけません。コロナ禍を時機として、オンラインでのこういった教育委員会も可能とする改正を考えています。そのことについて何かご意見がありましたらいただければと思います。
- 津森教育長：いかがでしょうか。
- 坂越委員：オンラインにしてくれると本当にありがたいということを思いつつ、毎月一回は対面を原則というのが望ましいのかなと思います。事情によって、オンライン参加もオーケーになると助かるんじゃないかと思います。
- 津森教育長：いかがでしょうか。対面を基本としつつも、緊急の場合にはオンラインでということができるような仕組みは整えておいてもいいのかなと思っています。そのあたりは、そういう準備していただいてよろしいでしょうか。臨時で持ち回りなどいろいろあつたりすることもあるので、委員の皆さんも接続のほうは問題ございませんか。
- 委員：大丈夫です。
- 津森教育長：その他何か委員の皆様からございますか。
よろしいですか。
それでは、ありがとうございました。
以上で会議を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後3時48分